

令和7年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)	部局名	都市整備部
款	項	目			課 名	都市計画課
7	4	1	都市計画総務費	312		

I：事業概要

施策事業名	都市計画管理
事業目的	都市計画行政全般として、都市計画総務事務・都市計画推進事業を行う。
事業内容	●全体計画 法令等に基づく都市計画行政全般の事務及び各種同盟会・協議会に関する事務を適正に執行する。 ●主な事業内容 ○五郎丸東一丁目地区新しいまちづくり 五郎丸東一丁目地区において、土地区画整理事業による市街化編入を伴う新たなまちづくりを推進する。 ○自転車活用推進計画策定 自転車の活用による環境負荷の軽減、市民の健康づくり、観光施策との連携等の促進に加え、誰もが安全・快適に自転車を利用できる環境の構築をめざして犬山市自転車活用推進計画を策定する。 ●主な決算の内訳 ・五郎丸東一丁目地区まちづくり基本調査業務委託 11,387,200円（繰越明許費） 現況資料整理、整備課題の設定、基本テーマ・基本方針の設定、 実現方法の検討、市街化区域編入基準整理、区画整理設計概要、 概算事業費算出、準備委員会及び説明会（勉強会）運営補助 ・五郎丸東一丁目地区土地区画整理促進調査業務委託 8,102,600円 計画協議書の作成（基本構想の調整、都市施設の配置計画、 公共施設の概略設計、関係法令による制限） 準備委員会及び説明会（勉強会）運営補助、民間事業者ヒアリング ・自転車活用推進計画策定業務委託 9,020,000円 契約金額 11,418,000円 令和7年度支払分 9,020,000円 委託期間 R7.6.3～R8.9.30 令和8年度支払分 2,398,000円
事業の 成果・効果	○五郎丸東一丁目地区新しいまちづくり 地権者に向けた勉強会、まちづくり準備委員会の開催により、事業への機運醸成に努めた結果、令和7年8月に実施した「事業への理解と賛同に係る（地権者）意向確認」では、地権者の約85%から賛同意向を確認できた。令和8年3月には、地権者による発起人会が結成された。 また、委託業務の成果を基に、県との計画協議資料を作成した。 ○自転車活用推進計画策定 令和7年度は計画策定委員会を3回開催し、犬山市の自転車利用環境の現状と課題、基本方針と計画目標、自転車ネットワーク路線などについて方向性をまとめた。

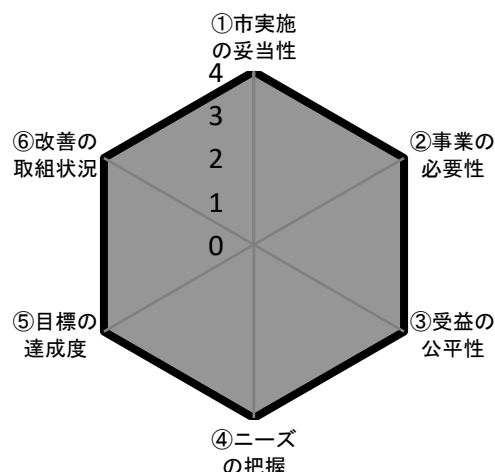
II：個別事業内訳 (単位：千円) (見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源 の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信 ・共有化	業務適正化
都市計画総務事務	1,633	88	1,545	95%	4	4	4
都市計画推進	37,078	11,370	25,708	69%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	38,711	11,458	27,253	70%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R6決算	R7決算	R8予算
		9,776	38,711	84,008
財源内訳	国県支出金	0	1,525	3,479
	地方債	0	0	0
	その他	82	9,933	4,081
	一般財源	9,694	27,253	76,448
一般財源の割合		99%	70%	91%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	都市計画法第3条第1項「国及び地方公共団体は、都市の整備、開発その他都市計画の適切な遂行に努めなければならない。」により市が主体となる。
②事業の必要性	4	都市計画法第3条第1項「国及び地方公共団体は、都市の整備、開発その他都市計画の適切な遂行に努めなければならない。」により、休止はできない。
③受益の公平性	4	都市計画区域内の土地（市内全域）
④ニーズの把握	4	五郎丸東一丁目地区での新しいまちづくりについて、今後詳細な事業検討を進めることに対し、地権者への意向確認を実施した。 自転車活用推進計画の策定にあたり、自転車利用に関する市民アンケート調査を実施した。
⑤目標の達成度	4	五郎丸東一丁目地区での新しいまちづくりについては、目標であった85%以上の地権者の賛同が得られ、発起人会が立上がった。 自転車活用推進計画については、自転車ネットワーク路線の選定まで進んでいる。
⑥改善の取組状況	4	宅地開発事業費補助金の廃止、居住誘導区域定住促進奨励金の検討、名濃バイパス建設促進期成同盟会の規約改正などを実施した。 その他の各種事務処理や要綱などについても再確認を行った。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和7年度に見直しを実施した事項	申請実績がほぼ無かった宅地開発事業費補助金は、令和7年度で打ち切りとした。 居住誘導区域への移住・定住を促進するため、奨励金制度要綱を策定した。 本市が事務局を務める名濃バイパス建設促進期成同盟会では、国の整備方針に沿った要望活動を行うため、会の名称を「名濃道路」に改めるなど規約の改正を行った。
令和8年度に見直しを実施している事項	都市計画マスタープラン及び緑の基本計画が令和8年度に中間年次を迎えることから、都市構造の変化、各種施策の検証等を踏まえ、計画の中間見直しを行う。
今後見直しを検討する事項	各種事務処理や要綱などについて定期的に確認を行う。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和7年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
五郎丸東一丁目地区において、土地区画整理事業による市街化編入を伴う新たなまちづくりを推進する。	地権者による発起人会からの技術援助申請に基づき、市は現地の測量など詳細な調査検討を進め、関係機関と協議しながら円滑な事業実施を目指す。

令和7年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
7	4	3	建築総務費	318

部局名	都市整備部
課 名	都市計画課

I : 事業概要

施策事業名	建築景観管理
事業目的	建築行政全般を通して、適正な規制でまちの秩序を保ちながら、居住誘導を促進し、安心・安全で、誰にとっても快適で暮らしやすい魅力あるまちづくりに寄与することを目的とする。
事業内容	●事業の全体計画 建築行政全般として、建築総務事務、景観整備事業、民間建築物耐震事業、空き家対策事業、定住促進事業を実施する。 ●主な事業内容 ○建築総務事務 ・都市計画法・盛土規制法の許認可、狭あい道路の解消支援、公共建築物の営繕 ○景観整備 ・景観条例に基づく規制、歴史的建築物の保全、屋外広告物法に基づく許可及び指導 ○民間建築物耐震診断改修事業 ・耐震改修促進計画に基づく各種支援、大規模盛土造成地経過観察 ○空き家対策事業 ・空き家相談対応、空き家バンクによる空き家の活用促進、空き家の除却支援 ・空家等対策計画改訂業務、空き家活用補助金の刷新【新拡】 ○定住促進事業 ・ふるさと定住・働きて定住サポート事業による支援、住宅リフォーム補助金による支援 ●主な決算の内訳 ・景観形成助成 8,196,000円 ・民間木造住宅耐震改修費補助 19,697,000円 ・空家等対策計画改訂業務委託 6,985,000円 ・ふるさと定住促進サポート補助 14,731,000円
事業の成果・効果	●都市計画法の許認可 ○開発許可審査 22件、建築許可審査(42条含む) 41件により適切なまちづくりを進めることができた。 ●民間建築物耐震診断改修事業 ○民間木造住宅 耐震診断 26件、耐震改修補助 15件、除却補助 24件により住宅の耐震化を進めることができた。 ●定住促進事業 ○ふるさと定住促進サポート事業 同居支援タイプ 7件、近居支援タイプ 17件、働きて定住促進サポート事業 在勤支援タイプ 3件の補助事業により、82人の定住を支援することができた。また住宅リフォーム補助金23件の補助事業により市内定住を支援することができた。

II : 個別事業内訳

(単位：千円)

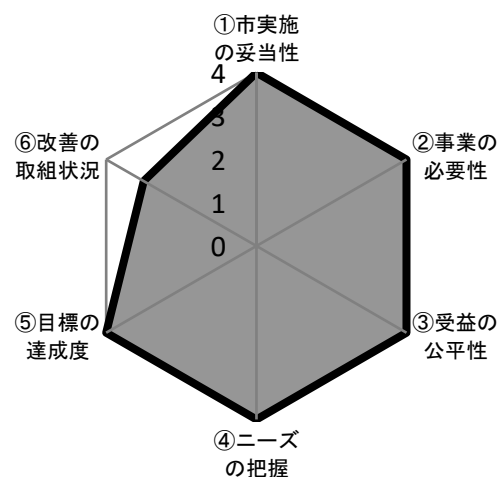
(見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務適正化
建築総務事務	1,047	0	1,047	100%	4	4	4
景観整備	8,833	2,571	6,262	71%	4	4	4
民間建築物耐震診断改修	25,149	16,993	8,156	32%	4	4	4
空き家対策	8,324	0	8,324	100%	4	3	4
定住促進	14,731	14,731	0	0%	4	4	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	58,084	34,295	23,789	41%	4	3	3

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R6決算	R7決算	R8予算
		50,408	58,084	38,050
財源内訳	国県支出金	21,218	18,843	18,622
	地方債	0	0	0
	その他	17,144	15,452	2,534
	一般財源	12,046	23,789	16,894
一般財源の割合		24%	41%	44%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	都市計画法・盛土規制法に基づく許可事務、建築基準法に基づく事務、景観法、耐震改修促進法、空き家特措法などに基づく事業で、市が実施しなければならない事業である。
②事業の必要性	4	景観、耐震、空き家対策に関する事業は、各種計画に基づいて行う事業で、継続することで住環境の改善の効果に繋がる事業であるため継続実施が必要である。
③受益の公平性	4	各種補助制度の活用には、各々の条件を満足する必要があるものの景観、耐震、空き家対策、定住に関する事業は、市全域が対象である。
④ニーズの把握	4	空き家対策においては市民相談、景観は城下町町内会との意見交換や歴史的建築物所有者へのアンケート、耐震や定住促進は制度活用者へのアンケートを実施し、ニーズを把握している。
⑤目標の達成度	4	景観、耐震、定住促進の補助制度は概ね目標通り活用されている。空き家対策は、条例に基づく指導や空き家バンクの活用により諸問題の解決が図られている。
⑥改善の取組状況	3	各種補助事業の効果や有効性を検証した上で今後のあり方を検討し、補助事業の見直し等を実施した。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和7年度に見直しを実施した事項	10年間継続して実施してきた定住補助は、アンケートの結果から定住促進の効果が薄いこと、また立地適正化計画における居住誘導区域の主旨と整合しないため、居住誘導区域への定住促進制度に見直しをすることとした。令和7年度末が計画期限の「犬山市空家等対策計画」について、空家等実態調査の結果や空家特措法の改正を踏まえ、空家等の問題解決に繋がる効果的な計画となるよう改訂した。
令和8年度に見直しを実施している事項	令和13年度に期間が満了する耐震改修促進計画の中間見直しを行い、今後の建築物の耐震化を推進するための指針とする。
今後見直しを検討する事項	各種事務処理や要綱などについて定期的に確認を行う。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和7年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
人口減少や企業誘致に対して、効果的な支援策などを行う必要がある。	都市計画マスタープランや立地適正化計画の策定に合わせて、都市計画法の許可に関する条例や補助要綱などの見直しを検討しながら、より効果の高い施策の検討を継続していく。

令和7年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
7	5	1	住宅管理費	326

部局名	都市整備部
課 名	都市計画課

I：事業概要

施策事業名	市営住宅管理
事業目的	市が建設し、低額所得者に賃貸するための住宅である市営住宅について、適正管理をすることを目的とする。
事業内容	●事業の全体計画 ○市営住宅の適正管理 R8.3月末現在の管理戸数：7団地22戸 【薬師5戸、秋葉下3戸、中野3戸、西北野3戸、塔野地0戸、向米野8戸、西ノ山0戸】 ○跡地売却に向けた土地整理の検討 ○借上型市営住宅制度の検討 ●主な事業内容 ○家賃の決定、管理人との連携 ○市営住宅敷地の目的外使用許可（電柱、電話柱、工事等での利用など） ○住宅管理（修繕要望対応、敷地の除草） ○用途廃止した住宅の除却 ○犬山市市営住宅長寿命化計画の推進 ●主な決算の内訳 ・修繕 569,800円 ・除草 1,925,000円 ・除却 4,191,000円
事業の成果・効果	市営住宅を適正に管理することで、居住者の生活の安定と社会福祉の増進を図っている。

II：個別事業内訳 (単位：千円) (見直し・点検進捗評価は4段階)

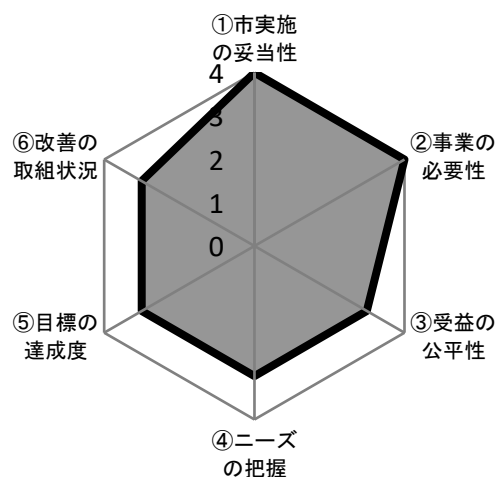
事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務適正化
市営住宅管理	7,561	1,344	6,217	82%	3	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	7,561	1,344	6,217	82%	3	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R6決算	R7決算	R8予算
		4,193	7,561	19,555
財源内訳	国県支出金	0	0	427
	地方債	0	0	0
	その他	1,761	1,344	8,633
	一般財源	2,432	6,217	10,495
一般財源の割合		58%	82%	54%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	市営住宅は、公営住宅法に基づく住宅で、基本的には市が整備・供給していく住宅である。
②事業の必要性	4	現入居者は、継続して低廉な家賃での住宅の提供が必要である。住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で住宅を提供するには、市での事業継続が必要である。
③受益の公平性	3	新規募集は中止しており、入居者も少数になっている。入居者からは使用料を徴収して運営している。
④ニーズの把握	3	管理人を配置するなど、入居者のニーズを把握しながら適切な維持管理を行っている。毎年、入居者への修繕要望等を実施し、市営住宅のニーズ等を把握している。
⑤目標の達成度	3	入居者の要望に沿った、適切な修繕工事を行った。
⑥改善の取組状況	3	市営住宅のありかたを見直し、借上市営住宅制度への事業転換を進めることにより、長期的で全体的な歳入及び業務の適正化に取り組んでいる。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和7年度に見直しを実施した事項	全ての市営住宅は老朽化が著しく、令和6年度に実施した耐震診断では耐震性の不足を確認したことから、借上市営住宅制度への事業転換を進めることとし、令和8年度からの事業実施の実現に向けて、市営住宅の設置及び管理に関する条例を改正し、要綱を制定するなど借上市営住宅制度への移行を進めた。
令和8年度に見直しを実施している事項	借上市営住宅への転居を進めるため、候補となる民間住宅物件の抽出及び入居者とのマッチングを行い、順次、転居につなげていく。
今後見直しを検討する事項	転居により入居者が居なくなった住宅団地について、順次、空き住宅を解体し用途廃止ののちに売却等の土地の活用方針を検討する。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和7年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
市営住宅は建築後65年以上が経過し老朽化が著しく、耐震性が不足している建物であることから、入居している全世帯の借上市営住宅への転居を進める必要がある。	令和8年度から借上市営住宅制度の運用を開始し、借上候補物件と入居希望者とのマッチングを実施していく。マッチング後に入居者が順次借上市営住宅へ転居した後は、既設住宅を順次除却。全住戸の除却が済んだ団地は、用途廃止を行うとともに売却等の土地の活用方針を検討する。